

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか3444名

被 告 国 ほか1名

証 拠 説 明 書 (8)

令和7年3月28日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊 谷 明 彦 代

被告国指定代理人 田 中 優 希 代

金 友 有理子 代

古 賀 俊 行 代

酒 井 圭 一 代

稲 田 幸 恵 代

朝 山 陽 子 代

田 原 香 織 代

西 畑 耕 治 代

裕 見 健 慎 

新 井 吐 夢 代

鶴 園 孝 夫 代

大浅田 薰 代

長 江 博 代

佐 藤 清 和 代

吉 田 彩 乃 代

藤 原 優 月 代

高 橋 毅 代

中曾根 佳 依 代

仲 村 淳 一 代

後 藤 堯 人 代

藤 田 悟 郎 代

井 藤 志 暢 代

吉 田 匡 志 代

田 上 雅 彦 代

小 林 源 裕 代

兼 重 直 樹 

塩 尻 浩 貴 

石 本 正 明 

奥 崎 鴻 生 

平 林 昌 樹 

武 智 翼 

田 中 玲 衣 

原 貴 彰 

直 井 雄 基 

大 浦 早 紀 

大久保 雄 真 

北 川 幸 恵 

芳 賀 星 帆 

野 田 康 一 

安 藤 成 純 

伊 藤 純 一 

瀧 澤 悠 隼 

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第119号 証	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (原子力安全委員会)	写 H18. 9. 19	平成18年耐震指針の内容
乙第120号 証	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (原子力安全委員会)	写 S56. 7. 20	昭和56年耐震指針の内容
乙第121号 証	平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～(概要) (原子力安全・保安院)	写 H24. 2. 20	福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び東海第二発電所において、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震で観測された解放基盤表面における地震動(はぎとり波)の応答スペクトルが、平成18年耐震指針に基づき策定された各発電所の基準地震動Ssの応答スペクトルの一部の周期帯で上回ったこと、及び女川原子力発電所において、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震及び平成23年(2011年)4月7日宮城県沖の地震で観測された解放基盤表面における地震動(はぎとり波)の応答スペクトルが、平成18年耐震指針に基づき策定された同発電所の基準地震動Ssの応答スペクトルの一部の周期帯で上回ったこと
乙第122号 証	実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－ (原子力規制委員会)	写 H25. 7	原子力規制委員会は、地震動評価において三次元地下構造を把握することや、複数の活断層やプレート境界の連動の考慮をより保守的に行うことを求めるなどして、基準地震動に係る具体的審査基準をより高度化させた新規制基準を策定したこと

号 証	標 目 (作成者等)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第123号証	「3. 11大震災と厚労省一 放射性物質の影響と暫定 規制」 (抜粋) (丸善出版株式会社)	写 H24. 3. 11 (発行)	自然放射線による一人当たりの被ばく線量は、居住地域や生活様式によって差異を生じているが、自然被ばく線量が多いことによって、放射線の被ばくによって生じ得る障害が多く発生するという科学的証拠は得られていないこと
乙第124号証	図説ハンドブック上巻 「放射線による健康影響 等に関する統一的な基礎 資料 放射線の基礎知識 と健康影響 令和5年度 版」 (抜粋) (環境省 大臣官房環境 保健部放射線健康管理担 当参事官室ほか)	写 R6. 3. 31 (発行)	人間が日常生活を営んでいく上において被ばくしている放射線には、自然放射線以外にも、種々の人工放射線があり、例えば、CT検査をした場合、1回で多くて12. 9ミリシーベルト被ばくすることとなること、及びICRPは、主委員会と常設の4委員会(放射線影響、線量概念、医療被ばくに対する防護、勧告の適用)及びそのタスクグループで事業を進めており、メンバーは各分野の専門家によって構成され、事業の成果は、委員会勧告や委員会報告として出版されていること等
乙第125号証	ICRP Publication 82 「長期放射線被ばく状況 における公衆の防護 自 然線源および長寿命放射 性残渣による制御しうる 放射線被ばくへの委員会 の放射線防護体系の適 用」 (抜粋) (社団法人日本アイソ トープ協会)	写 H14. 3. 25 (発行)	1999年勧告において、確定的影響とは、「もし線量が十分に大きければ、組織の機能を損なうのに十分な細胞喪失を引き起こす、」放射線による細胞致死の結果から生じる健康影響である」とされ、確率的影響とは、「放射線被ばくによって引き起こされた細胞の修飾の結果として起こるかもしれない健康影響をいう」とされていること

号 証	標 目 (作成者等)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第126号証	ICRP Publication 60 「国際放射線防護委員会 の1990年勧告」(抜 粋) (社団法人日本アイソ トープ協会)	写 H3. 11. 25 (発行) (H18. 7. 7 改訂)	1990年勧告は、「委員会の 基本的な枠組みは、線量を確定的 影響のそれぞれに対するしき い値よりも低く保つことによっ てその発生を防止し、また確率 的影響の誘発を減らすためにあ らゆる合理的な手段を確実にと ることを目指すものである。」 としていること等
乙第127号証	低線量被ばくのリスク管 理に関するワーキンググ ループ 報告書 (内閣官房低線量被ばく のリスク管理に関する ワーキンググループ)	写 H23. 12. 22	同報告書においては、「広島・ 長崎の原爆被爆者の疫学調査の 結果からは、被ばく線量が10 0ミリシーベルトを超えるあた りから、被ばく線量に依存して 発がんのリスクが増加すること が示されている。国際的な合意 では、放射線による発がんのリ スクは、100ミリシーベルト 以下の被ばく線量では、他の要 因による発がんの影響によって 隠れてしまうほど小さいため、 放射線による発がんリスクの明 らかな増加を証明することは難 しいとされる。疫学調査以外の 科学的手法でも、同様に発がん リスクの解明が試みられている が、現時点では人のリスクを明 らかにするには至っていな い。」とされ、LNTモデルの 仮説は、「科学的に証明された 真実として受け入れられている のではなく、科学的な不確かさ を補う観点から、公衆衛生上の 安全サイドに立った判断として 採用されている」こと等

号 証	標 目 (作成者等)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第128号証	わかりやすい放射線とがんのリスク (国立がん研究センター・2014年7月改訂版) (国立がん研究センター)	写 H26. 7	放射線被ばくは発がんリスクを増加させるおそれのあるものであるが、がんの原因因子は放射線被ばくに限られず、喫煙、肥満、運動不足等の生活習慣によっても発がんリスクは増加すること及び放射線被ばくと生活習慣によってがん(全部位)になる相対リスクについて
乙第129号証	「放射線防護基準の変遷」 ((社) 日本アイソトープ協会 佐々木康人ほか)	写 H24. 4	ICRPの主委員会委員やUNSCEARの議長等を務めた佐々木康人氏は、ICRPが、1990年勧告において、一般公衆の線量限度を1mSv/年とした理由について、「根拠としたのは、自然放射線レベルの年間1mSv(ラドンからの被ばくを除く)と同等の被ばくは容認できる。第2に、職業被ばくのおよそ1/10のリスク、すなわち1万人に1人の過剰死亡を社会は容認できるであろうということです。」と述べていること
乙第130号証	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示	写 H27. 8. 31 (R2. 3. 18改正)	同告示の内容
乙第131号証	ICRP 1990年勧告(Pub. 60)の国内制度等への取入れについて(意見具申) (放射線審議会)	写 H10. 6	1990年勧告の国内制度への取入れに関する放射線審議会の意見具申の内容